

平成 20 年度 第 3 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 21 年 3 月 4 日（水）午後 6 時 00 分～6 時 28 分

場 所 市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長、矢吹徹雄副会長、酒井哲夫、植松美由紀、村上岑子

[諮問課] 総務部総務課長 細川修次

総務部総務課庶務担当主査 東邦彦主査

建設水道部建築課長 佐々木努

建設水道部建築課建築・市営住宅担当主査 佐々木浩

[事務局] 総務部長 吉田保雄

総務部情報推進課長 椿原功

総務部情報推進課文書・統計担当主査 扇武男

傍聴者 0 名

議 題

【諮問】

- (1) 石狩市定額給付金給付事業実施に係る対象者把握のための個人情報の目的外利用について

【継続審議】

- (1) 暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問の説明資料
- ・ 継続審議の説明資料

○第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】 それでは、定刻となりましたのでただいまより、平成 20 年度第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。今日は一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】 みなさま今晚は、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。

今回は前回から引き続きました継続案件 1 件と新規案件 1 件の 2 件ということで聞いて

おりますので、効率良くなるべくスムーズに審議を終えて結審したいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】 それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】 本日は、総務部総務課所管の「石狩市定額給付金給付事業実施に係る対象者把握のための個人情報の目的外利用について」並びに前回継続審議となりました、建設水道部建築課所管の「暴力団に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について」の計2件のご審議をいただきます。以上、よろしくをお願いいたします。

○諮 問

【向田会長】 それでは、諮問を受けたいと思います。

吉田総務部長諮問書を朗読（諮問1件）

総 務 第 369 号
平成 21 年 3月 4日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市定額給付金給付事業実施に係る対象者把握のための個人情報の
目的外利用について（諮問）

定額給付金給付事業は、景気後退化での住民の不安に対処するため、本事業実施により住民への生活支援を行うことを目的とし、併せて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することとしております。事業の実施に当たっては、事前に対象者を把握するとともに、申請後の給付決定審査を円滑に行う必要があることから、市民生活部市民課において保有する外国人登録原票の目的外利用について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

(1) 対象者

平成21年2月1日において、外国人登録原票に登録されている者

(2) 情報内容

氏名（通称名及び併記名を含む）、性別、生年月日、登録の年月日、登録番号、在留の資格、居住地、世帯主の氏名、続柄

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問及び継続審議についての内容と資料について説明願います。

○議 事

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「石狩市定額給付金給付事業実施に係る対象者把握のための個人情報の目的外利用について」の諮問書の写しと資料。「暴力団に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について」の前回諮問書の写しと資料、以上、2セット、ございますでしょうか。

次に、諮問及び継続審議の内容と資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問①について、総務部総務課庶務担当よりご説明いたします。

次に、継続審議について、建設水道部建築課建築・市営住宅担当よりご説明いたします。

【向田会長】それでは、1件目の案件ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。また、今日新たにひとつ資料が追加となっております。

それでは、事務局より1つ目の諮問内容を説明して下さい。

【細川課長】

諮問番号①番 総務課の細川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。「石狩市定額給付金給付事業実施に係る対象者把握のための個人情報の目的外利用について」についてお手元に配布しております資料に基づきご説明いたします。

定額給付金給付事業につきましては、本市では3月中旬の申請書の発送、4月中旬の給付開始を目標に事務を進めているところでございますが、本給付事業の給付対象の把

握を行うためには、お手元に配布しております資料の実施要領第2号の規定により平成21年2月1日現在に本市の住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者のリストを作成する必要があると存じますが、この作業を行うに際し、個人情報の取扱いにつきまして追加の資料をご覧いただきたいと存じますが、住民基本台帳の利用に関しましては住民基本台帳法第1条に住民に関する事務の処理の規則に、ゴシック体で記載されておりますが、定められており、本規定に基づき利用が可能と解釈されておりますが、外国人登録法には上記のただいま申し上げました住民基本台帳法第1条に相当する規定がないため、この利用にあたって本審査会にお諮りするものであります。なお、住民基本台帳及び外国人登録原票の取扱いにつきましては、申し上げるまでもございませんが、本給付事業のリストの作成以外に他の目的に使用することはありませんし、個人情報の保護に万全を期すこととしております。

参考といたしまして本市の平成20年1月末日現在の人口は61,322人であり、外国人登録者数は平成20年12月末日現在の数字ではございますが、138人となっております。

以上であります。

【向田会長】はい、ありがとうございます。ただいまの説明等につきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

ただいま説明がありましたとおり定額給付金の給付事業にあたっては、住民基本台帳法と外国人登録法が関わってくる訳ですが、住民基本台帳法には住民に関する事務の処理の規則がある訳で目的外利用にはならないが、外国人登録法上の問題につきましては目的外利用ということが生じるのでご審議いただきたいと、こういう主旨だと思います。

いかがでしょうか。

(質疑応答)

【酒井委員】特に問題はないのではないですか。

【向田会長】特によろしいですか。

【全委員】はい。

【向田会長】それではこの件につきましては、特に問題ないということで答申いたしたいと思っております。

【向田会長】それでは、続きまして二つ目の案件で継続審議となっております、前回の審査会では網を広げすぎているのではないかという事がいろいろ議論されたわけですが、今回修正してかなり厳格な見直しをしたということでございますのでこれにつきましてご説明願います。

【佐々木主査】

継続審議案件①番、市営住宅担当の佐々木と申します。それでは、私の方から昨年からの継続審議案件となっています「暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について」説明いたします。

市営住宅に暴力団員の入居を制限するために、個人情報を警察に提供して暴力団員であるかどうかについて確認する仕組みと警察に提供する個人情報の項目を前回の審査会において審議して頂きましたが、ご指摘を頂いた点を踏まえまして、内容を再度検討し、調整を図り、制度の見直しを行いました。

お手元にあります資料の1ページは個人情報の取り扱いについて前回提示しました案と今回変更しました部分について比較したものであります。次に2ページから3ページをご覧ください。新規入居の申込み、同居承認、入居の承継の場合ですが、この場合の警察への照会は入居者の全員全部の個人情報を警察に提供することになるとの前回ご指摘がありました点と、さらに申し込みされるほとんどの方は実際に暴力団員ではないことから個人情報を提供する範囲としては広すぎると考えまして、警察への照会は行わないものいたします。

次に、資料の4ページから6ページの迷惑行為の禁止、住宅の明渡請求をご覧ください。条例においては、円満な居住環境を確保するため、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為を禁止行為として定めており、具体的には、資料の4ページから5ページにかけての迷惑行為措置要綱の第2条第4号の高声、恫喝等の粗暴な言動により、近隣入居者や職員に対して、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為、第5号の近隣入居者や職員に対して、危害を加える行為又は恐怖感を与える行為を起こした入居者は、第3条第3項により警察に暴力団員であるかどうか照会できることといたします。このときの警察へ提供する個人情報の項目としましては、前回の審査会でご指摘がありました本籍地は除きまして、氏名、生年月日、住所だけといたします。また、暴力団員であることが判明した入居者に対しては、迷惑行為をもとに、不正入居であることを付加して明渡請求を行いたいと考えております。

以上のように、前回の審議内容をもとに制度と個人情報の取り扱いを見直しましたので、引き続きご意見をいただきたいと思います。

説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】有難うございました。ただいまの説明について何かご意見、質問等ございましたら、まず、新規入居に関しては行わないということですね。現に入居しているもののみ意見等を聴取する、その場合も迷惑行為措置要綱にあります、2条4号、5号にあたる場合ということでもあります。

それから、個人情報の内容については、その内容の中から本籍地を除く。と、こういうふうに限定をした案として修正がありました。どうぞご自由にお願ひします。

(質疑応答)

【酒井委員】警察の方は本籍地が無くても大丈夫なのでしょうか。

【佐々木主査】警察と一応協議したのですが、本籍地が無くても問題は無いとの回答でした。

【酒井委員】はい。

【村上委員】前からみれば大変読みやすくなっていて、非常にすんなり受け入れ易く、私も入居しようかという気になりました。ただ、暴力団員は入れないというところはきちっと入居者資格ですか、そのところにきちっと入れるというのが一番大事なところということですね。

【矢吹副会長】それはそのまま入っています。

【村上委員】いや、入っていない、6を付け加えていますよね。

【矢吹副会長】付け加えていますね。

【村上委員】だから、それを付け加えることによってすべて後がはっきりできる、そういう感じですよ。それとあと、迷惑行為がどんな場合かというのをはっきりした方が良かったなという気がしました。

【酒井委員】広げといた方がいいんじゃないですか。こういう形で広げておいた方が、具体的にしないで、時代によって迷惑行為自体も変わってきますので、言葉悪いですけども、昔は犬猫を飼ったどうのこうの、今はあんまり飼ってもペットでうるさく言わないような時代に少なくなって来ていますでしょ。だから普通のアパートか何かでも飼っていいというところがかなり多くなってきていますから、迷惑行為自体が、昔は騒音か何かでもあんまり言われなかったけど、今は、騒音か何かでもかなり言いますでしょ、だから迷惑行為という限定にしておいて、これとこれとと、もっと狭めるよりもちょっと広げておいていいんじゃないですか。私はそう思います。

【村上委員】これを見た範囲ではうん、うんという感じでしたけれども、うるさくもないかという感じはしましたけど。

【酒井委員】正直、迷惑行為が何かと言ったら難しいですがね。

【村上委員】そうですね。

【植松委員】その他共同生活の維持を阻害するような行為と言うのがあるのでいいんじゃないですかね。

【村上委員】そうですね、幅広く。

【酒井委員】基本的には住んでもらうことが目的なのだけれども。

「向田会長」これ2条6号、入ってますけれども、2条4号、5号の迷惑行為として載ってますよね。

【佐々木主査】迷惑行為としては4号5号です。

【向田会長】だから一般の迷惑行為というか通常維持の迷惑行為は一応はずしていると

ということですね。

【矢吹副会長】別にはずしているというか、警察に聞かないというだけで退去を求める理由にはなるという主旨ですね。

【村上委員】警察に聞いたときにそれがわかっただけだと不正入居であると、それが一番いい抑え方ですね。

【酒井委員】何かあったときに暴力団と判明したときは暴力団の方は、普通の一般人よりはすんなりとするようになると思いますよ。

【向田会長】実際問題ですね、退去を求めると言うことは裁判を起こさなければならぬということで大変ですよ。

【佐々木課長】厳密に言えば暴力団ということだけでは、なかなか裁判を起こしても難しいのではないかと思います。おそらくこれとこれとこれとで、かつ暴力団だったと、何点か揃えてですね、なんとか退去をさせられるのかなと思います。

【村上委員】ちょっと気になってお聞きするのですが、いわゆる証拠とかそれから調査とかこれは何か参考にされたものはあるのですか、これ定めている部分については。

【佐々木主査】条例の第22条にそういった迷惑行為を禁止している条文があるので、これを基にして実際に具体的なものについては措置要綱で定めています。

【村上委員】現実にはいまでもそういうような、決めがあった訳ですか。

【向田会長】そうですね、これね。

【向田会長】石狩市市営住宅条例の22条、更に具体化して迷惑行為措置要綱があって、その措置要綱の中の迷惑行為が何かという定義が2条にありまして、1号から6号まである、そのうち4号5号を今回は迷惑行為として捉えてその者が暴力団員であるかどうかについて札幌方面北警察署長の意見を聞くという手続きになっている。そして手続きとして6ページにありますように、警察署長からの回答があって、暴力団員であることが判明したときは明け渡し請求をする、暴力団でなくても明け渡し請求する場合がある。左側のフローチャートのとおりですね。ということです。こういうふうに限定されたのでよろしいでしょうか。

【全委員】はい。よろしいです。

【向田会長】それでは、この修正を踏まえての答申といたしたいと思います。

【向田会長】その他、事務局で何か連絡等ありましたらお願いいたします。

【椿原課長】特にないですが、以前ご案内させていただいておりました統計法の改正にともなう個人情報保護条例の適応除外部分の改正がありまして、関連する条項につきましては、3月の本議会で一部改正することとなっておりますのでご報告いたします。

条例制度の内容自体には一切変更はありません。

【向田会長】それでは、特になければ、答申に入りたいと思います。

○答 申

向田会長答申書を朗読（答申 2 件）

平成 2 1 年 3 月 4 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成 2 1 年 3 月 4 日付石総務第 3 6 9 号をもって諮問のありました、石狩市定額給付金給付事業実施に係る対象者把握のための個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成 2 1 年 3 月 4 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成 2 0 年 1 0 月 1 4 日付石建築第 1 4 8 号をもって諮問のありました、暴力団員に対する市営住宅及び単身者住宅の使用を制限するための警察への個人情報提供について、審査した結果、審査会として下記のように内容の一部を修正し、これを認めることとしたので答申します。

記

- ・現に入居している者についてのみ、暴力団員に該当するか否かについて警察署長への意見を聴取すること。

- ・個人情報内容 ② 情報内容から、本籍地（都道府県）を除くこと。

○閉 会

【向田会長】今日の予定はこれで終わりということでございます。後は今年度の予定はもうないですね。

【椿原課長】今年度の予定は今のところございません。

【向田会長】ということで終了いたします。皆様のご協力に感謝いたします。

議事録確定 平成21年4月 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 _____ 印